

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づく
開示事項)

2026年8月3日
クラシル株式会社

2026年8月3日

クラシル株式会社
代表取締役 堀江 裕介

LIVEwith株式会社
代表取締役 大橋 直弥

クラシル株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2026年5月26日付新設分割計画書に基づき、2026年8月1日を効力発生日として、新LW株式会社（以下「新設会社」といいます。）を設立し、分割会社のクリエイターマネジメント事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に定める開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2026年8月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割をやめることの請求手続（会社法施行規則第209条第2号）

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法施行規則第209条第3号）

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法施行規則第209条第3号）

該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続（会社法施行規則第209条第3号）

分割会社は会社法第810条第2項及び第3項の規定により、2026年6月24日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、2026年8月1日をもって、分割会社より、新設分割計画に記載された事業に関する資産、負債、知的財産権、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）
該当事項はありません。

以上